

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
(公社) 農業農村工学会	講演申込料	124,160		平成27年 9月25日 10月 2日 10月 9日		公社	国
(公社) 農業農村工学会	別刷代	141,652		平成27年10月 9日 10月19日 10月23日 11月13日 11月20日 12月11日 12月18日 12月25日		公社	国
(公社) 農業農村工学会	学会参加費	444,320		平成27年 4月17日 4月24日 8月21日 8月28日 9月25日 10月 2日 10月 9日 11月13日 11月20日 11月27日 12月 4日 12月11日 12月25日		公社	国

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
(公社)農業農村工学会	論文投稿料	523,092		平成27年4月10日 5月18日 7月24日 10月9日 10月19日 12月11日 12月18日		公社	国
(公社)自動車技術会	学会参加費	118,200		平成27年9月10日 9月30日 10月8日 10月9日 12月16日		公社	国
(公社)日本獣医学会	別刷代	132,000		平成27年5月8日 6月19日 7月3日 9月4日 10月9日 10月30日 11月6日 12月18日		公社	国
(公社)日本獣医学会	学会参加費	277,100		平成27年8月7日 8月14日 10月2日 10月9日		公社	国
(公社)日本獣医学会	論文投稿料	199,000		平成27年10月9日 10月30日 11月6日 12月18日		公社	国
(公社)日本食品科学工学会	論文投稿料	324,029		平成27年10月2日 10月19日 11月6日 11月20日 12月4日 12月18日		公社	国

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
(公社)日本畜産学会	要旨集代	100,200		平成27年 4月17日 4月24日 7月24日 7月31日 10月 2日 10月 9日 10月19日 10月30日 12月 4日		公社	国

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。